

社会福祉法人和歌山県福祉事業団
役員等の報酬等に関する規程

社会福祉法人和歌山県福祉事業団

役員等の報酬等に関する規程

制 定 平成12年 6月 1日 一部改正 平成15年 4月 1日 一部改正 平成18年 5月19日
一部改正 平成19年 3月26日 一部改正 平成21年 3月 5日 一部改正 平成22年 9月10日
一部改正 平成25年 5月16日 一部改正 平成29年 6月26日 一部改正 平成30年 2月26日

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人和歌山県福祉事業団の評議員、理事、監事、評議員選任・解任委員及び福祉サービスに関する苦情解決要綱に定める第三者委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等に対しては、それぞれの勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の理事 報酬、役職手当、通勤手当、単身赴任手当、期末手当、退職手当及び旅費
- (2) 非常勤の理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員 報酬、旅費
- (3) 福祉サービスに関する苦情解決第三者委員 旅費

2 退職手当は、常勤の理事として円満に勤務し、かつ、任期の満了、辞任又は死亡により退任した場合のみ支給する。

(報酬等の額)

第3条 役員等の報酬等の額は、別表のとおり支給する。

- 2 職員の給与等に関する規則第2条に定める職員が役員等を兼ねる場合は前項の規定にかかわらず、同規則によるものとする。
- 3 常勤理事の通勤手当及び単身赴任手当については、職員の給与等に関する規則を準用する。
- 4 旅費については、職員等の旅費に関する規程第2条第2項に基づき支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬、役職手当、通勤手当、旅費、単身赴任手当 毎月21日 ただし、当該日が休日、日曜日又は土曜日である場合は、その支給を金融機関の前営業日に繰り上げる。
- (2) 期末手当 毎年6月及び12月
- (3) 退職手当 任期の満了、辞任又は死亡により退任した月の翌月末

- 2 非常勤の役員等に対する報酬等は、会議等に参加した都度、支給する。
- 3 常勤理事の報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座への振込により支給する。
- 4 非常勤の役員等に対する報酬等は、通貨をもって支給する。
- 5 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

附 則

この規程は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年5月19日から施行する。但し、平成18年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成19年3月26日から施行する。但し、平成18年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年9月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年5月16日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年6月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(別表)

役職名	報酬	役職手当	通勤手当及び 単身赴任手当	期末手当	退職手当	旅費		
理事長	500,000円 (月額)	100,000円 (月額)	職員の給与等に関する規則を準用した額を支給	6月支給 報酬月額 ×212/100	勤続年数 報酬月額 ×乗率 1 0.900 2 1.800 3 2.700 4 3.600 5 4.500 6 5.400 7 6.300 8 7.200 9 8.100 10 9.000 11 9.900 12 10.980 13 11.970 14 12.960 15 13.950 16 14.940 17 15.930 18 16.920 19 17.910 20 23.625	職員等の旅費に関する規程による額を支給		
常務理事	450,000円 (月額)	100,000円 (月額)		12月支給 報酬月額 ×238/100				
常勤理事	430,000円 (月額)	100,000円 (月額)		基準日以前 6ヶ月以内 の在職期間 に応じ次の とおり支給 6ヶ月 100/100 5ヶ月以上 6カ月未満 80/100 3ヶ月以上 5カ月未満 60/100 3ヶ月未満 30/100				
非常勤理事	1日に付き 8,000円							
監事 評議員 <small>評議員選任・解任委員</small>								
監事 (監事監査の場合)								
第三者委員								

- ※ 常勤の理事の報酬月額：平成29年4月1日現在の職員で、和歌山県福祉事業団職員の給与等に関する規則第17条第1号に定める福祉職給料表の最高給与月額432,700円と同等額以上とした。
- ※ 常勤の理事の役職手当：和歌山県福祉事業団職員の管理職・監督職手当に関する規則第2条別表の事務局長の額100,000円と同額とした。
- ※ 常勤の理事の退職手当：勤続年数毎の乗率を、和歌山県福祉事業団職員退職手当支給規程第3条別表の定年による退職の乗率と同率とした。勤続年数は、役員報酬の支給期間とする。
- ※ 非常勤の役員等の報酬日額：「附属機関の委員のその他の構成員の報酬及び費用弁償条例(昭和28年4月7日和歌山県条例第3号)」第2条で規定する「報酬日額1万5千円の範囲内」及び「非常勤の調査員、嘱託員等の報酬及び費用弁償条例(昭和28年10月5日和歌山県条例第35号)」第2条で規定する「報酬日額1万9千円の範囲内」を参考に算定した。

【別 紙】 「非常勤の役員等の報酬日額」 算定の根拠規定

附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償条例（抜粋）

〈昭和 28 年 4 月 7 日和歌山県条例第 3 号〉

（報酬）

第 2 条 委員の受ける報酬の額は、日額 1 万 5 0 0 円（学術、文化等について高度の識見を有する者で任命権者が特に必要と認めるものにあつては、日額 2 万 4 0 0 0 円）の範囲内において任命権者の定める額とする。

2 報酬は、委員が、当該附属機関の担任する事務に従事した場合、その従事した日数に応じて支給する。

非常勤の調査員、嘱託員等の報酬及び費用弁償条例（抜粋）

〈昭和 28 年 10 月 5 日和歌山県条例第 35 号〉

（報酬）

第 2 条 非常勤の調査員、嘱託員等の受ける報酬の額は、別表の左欄に掲げる区分につき、それぞれ同表右欄に掲げる額の範囲内において任命権者の定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる非常勤の調査員、嘱託員等の受ける報酬の額は、当該各号に掲げる額の範囲内において任命権者の定める額とする。

（1）語学指導等を行う外国青年招致事業に係る者 月額 3 5 万円

（2）学術、文化等について高度の識見を有する者で任命権者が特に必要と認めるもの 月額 5 0 万円又は日額 2 万 4 0 0 0 円

（3）専門的な知識又は技能を要する職で任命権者が特に必要と認めるものにある者 月額 3 8 万円又は日額 1 万 9 0 0 0 円